

個人情報保護委員会（第194回）議事概要

- 1 日時：令和3年12月15日（水）14：40～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、山澄参事官、鴨参事官、片岡参事官、松本研究官
- 4 議事の概要
 - (1) 議題1：第56回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム結果報告について
事務局から、資料に基づき報告を行った。
浅井委員から「初めてAPPAフォーラムに参加したが、委員会におけるDFFT推進のための様々な取組やその重要性について積極的に発信するとともに、APPAメンバーに対してDFFT推進に向けた連携強化を呼びかけ、更にはコミニケにも我が方からの提案によりDFFTの意義を盛り込むなど、この機会を有効に活用できたと考えている。なお、参加者からは、信頼性のあるガバメントアクセスの高次原則策定に関する議論をはじめとする、越境データ流通の分野における委員会の政策的なリーダーシップや各種貢献に対して高い評価と謝意が述べられた。引き続き、委員会として国際的な議論や活動に積極的に貢献していきたいと考える」旨の発言があった。
中湊専門委員から「今回で3回目のAPPAフォーラム参加となった。毎回、個人情報保護法制の一元化について、その時々での進捗状況を、改正法の概要や意義等も含めて、継続的に説明してきた。これにより、委員会が法令の改正や役割の拡充に精力的に取り組んでいること、また着実に進展させてきたことについて、参加する各国データ保護機関の認識を深めることができたのではないかと考えている。また、会議の中で、英国情報コミッショナー・オフィスのデンハム前委員長が『プライバシー規制の将来』のセッションの席上で、日本がEUとの相互認証や、APECのCBPRシステムに対応していることに言及され、世界への懸け橋として日本に期待していると表明されたことが、大変印象的であった。このことから、委員会の取組が国際的に浸透して存在感が高まっていることを強く感じた。引き続き、APPA又はその他の国際会議において、委員会の取組を積極的に発信していきたい」旨の発言があった。
 - (2) 議題2：デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）に係る意見聴取について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

梶田委員から「来年4月から行政機関等に対しても個人情報保護法が適用されるようになる中、案のように、国民に向けた丁寧な説明や、PIA（Privacy Impact Assessment）の手法、データガバナンス体制の構築などの具体的手法にも言及した委員会としての意見を示すことは有意義だと思う。委員会としては、新重点計画に盛り込まれた各種施策が国民にとってより良いものになるよう、関係省庁への助言等を通じて、引き続き、その役割をしっかりと果たしていくことが重要だと考える」旨の発言があった。

大島委員から「近時の事案に鑑みると、デジタル化が進む中で業務委託の機会が増えることは避けられない。官民の双方の分野において、業務委託の際の個人情報の取扱いについて、委託先に対する適正な監督や、海外でのデータの取扱いに関する適正性の確保が重要になってきていると認識している。新重点計画に記載された一連の施策の遂行に当たっても、政府や地方公共団体、関係事業者においては、個人情報の取扱いに関する責任の所在の明確化と、適正な取扱いの確保のための取組を着実に実施していただくことが必要だと考える」旨の発言があった。

原案のとおり決定され、必要な手続を進めることとなった。

本議題については、当該重点計画（案）が閣議決定前のものであることから、閣議決定後に別途資料を公表することとなった。

（3）議題3：金融関連分野における個人情報の保護に関するガイドラインの改正について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

高村委員から「令和3年改正法により、委員会は、民間部門・公的部門に関する個人情報保護政策を一元的に所管することとなり、組織体制等の強化が行われる。金融関連分野における個人情報の保護に関するガイドラインは、金融関連分野の特性を踏まえて、従来から委員会と各省庁との共管で取りまとめられているものであるが、令和3年改正法の趣旨等を踏まえれば、委員会としては、引き続き各省庁と緊密に連携するのはもちろん、各ガイドラインの施行状況等を通じて、これまで以上に金融関連分野においても個人情報の保護の実態等を把握し、より積極的に今後の個人情報保護政策に活かしていくことが重要である」旨の発言があった。

丹野委員長から「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインは、それぞれいずれも、当該分野における事業者において、非常に注目されているものと認識している。今後、意見公募手続において寄せられる御意見等も踏まえ、関係省庁と連携して、さらなる検討を進めてまいりたい。なお、金融分野ガイドラインについては、一部引き続き検討を要する論点があるので、こちらについては、金融庁と連携して、今後も見直しを進めてま

いりたい」旨の発言があった。

関係省庁と連携の上、意見公募手続を行うことについて了承された。

(4) 議題4：独自利用事務の情報連携に係る届出について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

独自利用事務の情報連携に係る届出について原案のとおり了承され、内閣総理大臣に通知することとなった。

(5) 議題5：日本私立学校振興・共済事業団（公的年金業務等に関する事務及び短期給付に関する事務）の全項目評価書について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

本評価書は承認され、日本私立学校振興・共済事業団に対し、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知することとなった。

(6) 議題6：監視監督について

※内容については非公表。

(7) 議題7：監視監督について

※内容については非公表。

(8) 議題8：監視監督について

※内容については非公表。

以上